

令和2年度 第12回全体庁議（11月9日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 第11次帯広市交通安全計画（原案）について [総務部]
----	-------	--------------	---------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

第11次帯広市交通安全計画（原案）について、令和2年11月17日の総務委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容（概要）

○第1章 計画の概要

帯広市における総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全の確保を図ることを目的として策定するもの。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間で、交通安全対策基本法第26条に基づき策定する市町村交通安全計画であるとともに、本市の交通安全に関する分野計画として第七期帯広市総合計画に即して策定するもの。

○第2章 交通事故の特徴と課題

第10次計画期間において帯広市で発生した交通事故の特徴として、「運転者の不注意による事故が多い」、「交通事故の減少率は世代間でばらつきがある」、「高齢者の被害者・加害者が多い」、「市街地と交差点における事故が多い」、「自転車乗車中の負傷者は高校生が多い」、「重傷者数はほぼ横ばい」の6点を挙げる。

○第3章 交通安全計画における目標

「交通事故死者数は、ゼロとする」、「交通事故年間平均発生件数及び負傷者数は、第10次計画の数値より減少させる」、「交通事故年間平均重傷者数は、第10次計画の数値より減少させる」の3つの目標を掲げる。前章の課題に対応し、目標達成につながるために、市民の理解と協力のもと、関係機関・団体と連携しながら、次章に掲げる施策を推進する。

○第4章 交通安全施策

「交通安全教育及び広報啓発活動の充実」、「交通環境の整備」、「救助・救急活動の充実」、「被害者支援の推進」の4つの柱に基づき、施策を進めていく。

○第5章 計画の推進体制

本計画に基づき、計画期間中の各年度において、交通安全実施計画を策定し、施策を進める。計画の推進にあたっては、庁内関係部局で構成する帯広市交通安全対策推進委員会及び関係課等と連携するほか、市長の附属機関である帯広市交通安全市民会議を開催し、交通安全に係る諸問題について市民意見を聴きながら取り組みを進める。

■ 今後のスケジュール

- ・ 令和2年11月17日 総務委員会へ報告
- ・ 令和2年11月～12月 パブリックコメント
- ・ 令和3年2月 総務委員会へパブリックコメント結果及び最終案を報告
- ・ 令和3年3月 成案

■ 審議結果

- ・ 同内容で、11月17日総務委員会へ報告することです承された。

■ その他、指摘事項等

- ・ 特になし。